

(27) 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
5 人	11,982 千円	1,937 千円	3,825 千円	17,744 千円

（注） 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
260,478 円	302,587 円	39 歳

（注） 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		207,000 円	273,000 円	247,000 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注） 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕 支給基準は理事会の議を経て理事長が定める (毎年経営状況や個人の評価等によって変動)		
	職制上の段階、職務の 無 級等による加算措置		
	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	3, 824, 900 円	5 人	764, 980 円
退職手当	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 2 年～	勤続年数×0. 5月分	勤続年数×0. 5月分
	勤続 6 年～	勤続年数×0. 6月分	勤続年数×0. 6月分
	勤続10年～	勤続年数×0. 7月分	勤続年数×0. 7月分
	勤続14年～	勤続年数×0. 8月分	勤続年数×0. 8月分
	勤続18年～	勤続年数×0. 9月分	勤続年数×0. 9月分
	勤続22年～	勤続年数×1. 0月分	勤続年数×1. 0月分
	勤続26年～	勤続年数×1. 1月分	勤続年数×1. 1月分
	勤続30年～	勤続年数×1. 2月分	勤続年数×1. 2月分
	勤続34年～	勤続年数×1. 3月分	勤続年数×1. 3月分
	(その他の加算措置)		
	無		
〔令和 7 年度実績〕 支給実績なし			
時間外勤務手当	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給年額
	449, 804 円	5 人	89, 961 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	参事 40,000 円 ～ 50,000 円		
		部長 30,000 円 ～ 40,000 円		
		課長・企画調整幹 20,000 円 ～ 30,000 円		
		〔令和 7 年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
	950,000 円	3 人	26,389 円	
扶養手当	扶養親族を有する職員	ア 配偶者		3,000 円
		イ 子（満22歳に達した日以降の最初の3月31日まで）		7,000 円
		ウ その他扶養家族 1 人につき		1,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		制度なし
		〔令和 7 年度実績〕		
		1 人当たり平均支給月額 7,250円		
住居手当	住宅を借り受け月額20,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ賃借料の50%か 最高 20,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者		制度なし
		〔令和 7 年度実績〕 支給実績なし		

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	支給額 以下のア～オのうち、該当する区分に応じた金額を支給	
		ア 交通機関等利用者	最高非課税限度額まで支給	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 66,400 円 (最高非課税限度額) までの範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等について、非課税限度額を上限として加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	制度なし	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし	
		〔令和 7 年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
		317,200 円	5 人	5,287 円
職務手当	理事長が任命した特定従業員に支給する	課長補佐 技術手当	15,000円 資格等の内容により理事長が別に定める。	
		〔令和 7 年度実績〕 支給実績なし		
職場つみたて NISA奨励金	全従業員に支給する	※令和 7 年度新設 計画的な資産形成を支援する	1,000円	
		〔令和 7 年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
		46,000 円	5 人	767 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	－ 円	なし	役員の報酬は、毎年理事会で定める。
常務理事	30,000 円		

〔令和7年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
360,000 円	1 人	30,000 円

②非常勤役員

支給実績なし

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
嘱託職員	理事長が別に定める。	なし	なし
臨時職員			

〔令和7年度実績〕

支給実績なし

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
扶養手当	子 (満22歳に達した日以降 の最初の3月31日まで) 7,000円 その他扶養家族 1人につき 1,000円	満18歳未満の子 1,000円 その他扶養家族 1人につき 400円	就労環境改善のため

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～オのうち、該当する区分に応じた金額を支給	支給額 以下のア～オのうち、該当する区分に応じた金額を支給	就労環境改善のため
	ア 交通機関等利用者 最高非課税限度額まで支給	ア 交通機関等利用者 1 か月定期券の額	
	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額66,400円（最高非課税限度額）までの範囲内で支給	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額31,600円（最高非課税限度額）までの範囲内で支給	
	ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等について、非課税限度額を上限として加算	ウ 特別急行列車等利用 制度なし	
	エ 駐車料金を負担している場合 略	エ 駐車料金を負担している場合 略	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	
職場つみたてNISA 奨励金	毎月1,000円を支給	制度なし	計画的な資産形成を支援するため
(2) 適用日 令和7年4月1日（職場つみたてNISA奨励金） 令和8年1月1日（扶養手当） 令和8年4月1日（通勤手当）			